

受験番号	
------	--

産業衛生専攻医認定試験にあたっての注意事項

- 1) 試験問題は○×方式の100題です。
- 2) 試験時間は60分です。
- 3) 解答用紙に受験番号を記入してください。
- 4) 試験終了後にこの冊子は回収します。

第 29 回 産業衛生専攻医認定試験

試験問題

2022 年 5 月 28 日

日本産業衛生学会専門医制度委員会

1. 一般定期健康診断結果の保存期間は 10 年である。
2. 労働災害防止計画は、3 年ごとに全国労働衛生週間に公表される。
3. 産業医に選任された場合、1 か月以内に本人が所轄の労働基準監督署に届け出をしなければならない。
4. じん肺管理区分は都道府県労働局長が決定する。
5. 特定化学物質障害予防規則は厚生労働省令である。
6. 労働安全衛生規則等で決められている衛生教育の中には、作業内容変更時の教育がある。
7. 労働衛生コンサルタントは産業保健体制の外部において、事業場の依頼に基づき事業場の産業保健上の問題を診断し、指導するのが役目である。
8. 事業者が産業歯科医を選任する義務は法令上定められている。
9. 重度の健康障害を生ずる物質の製造禁止は労働安全衛生法で規定されている。
10. 令和 2 年の労働災害の死傷者数のうち、労働者 50 人未満の事業場で発生したものが過半数を占める。
11. 定期健康診断の有所見率は、2000 年以降増加する傾向にある。
12. 減圧症は、高気圧環境からの不適切な減圧により、組織中におけるガス成分の溶解度の急激な増大が起こり発症する。
13. レーザーの眼に対する影響には白内障がある。
14. 使用者の安全配慮義務は、労働基準法に定められている。
15. 産業保健活動における学術研究は、事前に研究倫理を審査する倫理委員会に諮る必要がある。
16. 労働者は、労働安全衛生法に基づいて健康診断を受診する義務がある。
17. 有害な作業や過重労働による健康への悪影響を防止・軽減するために作業時間について対策を講じるのは、作業管理といえる。
18. 石綿を取り扱う作業に 1 年間従事したことは、健康管理手帳の交付に必須の要件である。
19. 特別教育が必要な作業の例として、特定粉じん作業に係る業務がある。
20. ストレスチェックでは、高ストレス者と判定された全ての労働者に産業医による面接指導が義務付けられている。
21. 独立行政法人労働者健康安全機構が都道府県産業保健総合支援センターを運営している。
22. 令和 2 年の死亡災害は、製造業、建設業、陸上貨物運送業の 3 業種で 50% 以上の人数を占める。
23. 事業者は雇い入れ時、危険・有害業務に従事する労働者に対して、その業務に関する安全衛生教育をしなければならない。
24. 使用者の安全配慮義務は、危険予知義務、危険回避義務、本人への伝達義務、再発防止義務の 4 つで構成されている。
25. 総括安全衛生管理者は製造業であれば常時使用する労働者が 500 人以上の事業場で選任

しなければならない。

26. 健康測定とは、疾病の早期発見を目的として、生活状況調査、医学的検査および運動機能検査などを行うことである。
27. 産業医は衛生委員会の議長として議事を運営する。
28. 都道府県産業保健総合支援センターの地域窓口（地域産業保健センター）では、小規模事業場に対して長時間労働者への医師による面接指導の相談窓口を開設している。
29. メンタルヘルスとして取組む対象の範囲は、職場の人間関係のみならず、職場環境や作業条件も含まれる。
30. 入社 10 年目の作業者が品質管理から製品の組み立てラインに配置転換となったため、法定の安全衛生教育を実施した。
31. 健康診断において全く異常所見を認めない労働者に対して、健康教育は不要である。
32. トータル・ヘルスプロモーション・プラン（T H P）は、健診において有所見である者を対象としている。
33. 労働者を雇用した際に実施する安全衛生教育は、内容に関して十分な知識と技能を有する労働者にも例外なく実施する必要がある。
34. 事業所で新規に化学物質を使用する際に、有害性や測定方法、適切な保護具の選定などの情報について最寄りの産業保健総合支援センターに相談すると、有料で対応してくれる。
35. 令和 2 年の業務上の死亡者数は 1000 人を超える。
36. 長期休業者の職場復帰可否に関する最終的な決定は、産業医の職務である。
37. 派遣労働者の一般健康診断の実施は、派遣先事業者の責務である。
38. 期間の定めのないパートタイム労働者の健康診断については、同種の業務に従事する通常の労働者の 1 週間の所定労働の 3/4 以上である場合は実施する必要がある。
39. 常時使用する労働者 50 人未満の小規模事業場事業者は、他の事業者と共同して産業医の要件を備えた医師を選任し、契約しなければならない。
40. 労災保険の二次健康診断等給付の内容は、「二次健康診断」のみである。
41. 二次健康診断等給付制度により、健康診断の貧血検査にて所見を認めた労働者は、指定医療機関であれば無料で二次検査を受けることが出来る。
42. 労働安全衛生法令では、常時 50 人以上の労働者を使用するに至った日から 14 日以内に必ず産業医を選任しなければならないことが定められている。
43. 労働安全衛生法では、労働者の努力義務として、事業者が提供する健康教育ならびに健康相談等を利用して、健康の保持増進に努めることが定められている。
44. リスクアセスメントにおいて、リスクは危険・有害性であり、ハザードは危険・有害性の程度と現実になる可能性まで含んだ概念である。
45. パワーハラスメントには、上司から部下に対するものに加えて、同僚または部下から上司に対するものも含まれる。

46. 健康診断の目的の一つに労働者の自己保健義務の担保がある。
47. 石綿健康診断の個人票は 30 年間保存しなければならない。
48. 健康管理手帳の交付を受けようとする場合は離職の際に又は離職のうちに、労働局に申請する。
49. 事業所規模が小さくなるに従い、労働災害発生率が高くなるのは、有害業務の実施率が高い、大企業の回避する部門が多いなどの理由による。
50. 労災保険の保険料は事業者と労働者双方が負担している。
51. 個人情報保護法では、人の生命、身体または財産の保護が必要で、本人の同意を得ることが困難である場合は、第三者に個人情報を提供できる。
52. 労働衛生機関を選定する目安の一つとして、個人情報の管理に関する指標である P マーク（プライバシーマーク）がある。
53. 労働安全衛生法では、衛生委員会の委員に保健師を含むことが規定されている。
54. 労働安全衛生法で定める深夜業とは、通常午後 10 時～午前 5 時を指す。
55. 労災病院は、労働安全衛生法に基づき事業場からの労災防止対策の相談を無料で行っている。
56. 臨床検査の精度管理には、機関内部で同時再現性、日差再現性、日内再現性を確認する内部精度管理と、外部の精度管理機関が行う外部精度管理がある。
57. 労働安全衛生法で規定されている産業医の職務は、専属・非専属で区別されていない。
58. 月 1 回以上の実施が義務づけられている産業医の職場巡回の範囲は、1 回あたり概ね当該事業場の面積の 50% 以上とされている。
59. 労働安全衛生法に違反して産業医の選任を行わない事業者に対しては、罰則の適用がある。
60. 産業医の職場巡回の頻度は、有害業務に従事する労働者の数によって定められている。
61. 産業医が辞めた場合には、当該事由が発生してから遅滞なく、所轄労働基準監督署長に届け出ることが事業者に義務付けられている。
62. 障害者の雇用の促進等に関する法律では、一般の民間企業は 2.3%、国・地方公共団体は 2.6% の法定雇用率を達成しなければならない。
63. 労働者の労働時間に関する定めは、労働安全衛生法に記されている。
64. 長時間労働者への医師の面接指導に該当するのは、1 週間当たり 40 時間を超える労働時間が 1 月あたり 80 時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる労働者である。
65. 経営首脳者への安全衛生セミナーは、事業者の安全衛生意識の向上に有効である。
66. 化学物質等のリスクアセスメントを行う際は、作業環境測定結果と国が定めた管理濃度を比較することが重要である。
67. 産業医は職場巡回中に、有害なおそれのある状態を発見したときは、直ちに労働者の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

68. 衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡回しなければならない。
69. 職場巡回では、良い評価は問題ではなく、問題点を見つけるように心がける。
70. 事務所衛生基準規則では、一般的な事務作業における照度を 300 lx 以上にすることが定められている。
71. SDS（安全データシート）の記載内容には、組成、成分情報は含まれない。
72. 作業環境測定士による測定が必要とされる指定作業場については、作業環境測定を実施しなければ罰則が適用されるが、測定結果が悪くても直ちに罰則は適用されない。
73. 生物学的モニタリング値が生物学的許容値の範囲内であれば、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響がみられないと判断できる。
74. キシレンは第 3 種有機溶剤に分類される。
75. 許容濃度は、職場環境において 1 日 8 時間、1 週 40 時間のばく露を受けても大部分の人々に影響がない濃度である。
76. ベンジン、石綿、 β -ナフチルアミン、塩素化ビフェニル(PCB)は製造等禁止物質である。
77. 生物学的モニタリングは、個人防護具を使用している場合でも有効で、経皮吸収の程度も反映するという利点がある。
78. 事務所衛生基準規則では、空気調和設備のあるところでは室温は 20°C 以上 28°C 以下になるよう努めることとされている。
79. インジウム化合物の取扱作業者の特殊健康診断では、尿中インジウムの量を測定する。
80. 等価騒音レベルは、人間の耳の感度を考慮した周波数重みづけをしたものであり、時間とともに変動する騒音は考慮していない。
81. 特殊健康診断で業務関連の異常者が出ていても、作業環境測定結果が第 1 管理区分であれば問題がない。
82. 健康増進法では学校や病院は第一種施設であり、原則敷地内禁煙となっている。
83. A 測定は、補完的に行われる B 測定と異なり、必須の測定方法であり、単位作業場所全体の有害物質の濃度の平均的な分布を知るために行う測定である。
84. 生物学的半減期が短い物質では、ばく露後直ちに試料を採取することが望ましい。
85. ろ過式呼吸用保護具を酸素濃度が 18% 未満の環境で用いることは、ろ過捕集効率に影響するため注意が必要である。
86. ストレスチェックは精神疾患の早期発見を目的とする。
87. 職場における新型コロナウィルス感染症対策として最も重要なことは、職場での抗原検査や PCR 検査の検体採取が実施できる体制の整備である。
88. 職域における風疹対策は、妊娠出産年齢の女性社員に抗体検査と接種勧奨をすることがある。
89. 過重労働による脳・心臓疾患の認定基準では、発症前 12 か月の業務内容を評価の対象と

する。

90. 事業者は、労働者の労働時間の状況をタイムカードやパソコンの使用時間の記録などの客観的な方法で把握することが義務付けられている。
91. ストレスチェックを実施した事業所における集団的分析は努力義務である。
92. 精神疾患で長期休業した労働者が復職する場合、その可否を判断するために生活リズムの改善を確認することは法令で求められている。
93. 派遣労働者に対する特殊健康診断は、派遣先事業者が実施する責務を負うが、この健診結果を派遣元事業者に報告する必要は無い。
94. 中高年労働者は健康状態の個人差が大きく、各人に見合った働き方が求められるため、産業医は健康状態と労働内容を把握して就業上の措置と適正配置を実施することが必要である。
95. オルト-トルイジンを取り扱う業務は健康管理手帳の交付対象となる。
96. 騒音障害防止ライドラインで示されている作業環境測定結果の評価における A 測定平均値は算術平均値を用いる。
97. 金属アーク溶接作業を行っている事業所では、粉じん障害防止規則・じん肺法に加え、溶接ヒュームに関して特定化学物質障害予防規則による措置が必要である。
98. 有機溶剤のうち、有機溶剤中毒予防規則で規制されていないものは有害性が低い。
99. 1 日に 4 時間以上情報機器作業を行い、作業中は常時ディスプレイを注視する必要がある労働者に対して事業者は情報機器作業健康診断を半年ごとに実施する義務がある。
100. 体内にとりこまれたキシレンは馬尿酸として尿中に排出される。